

議事要旨(1) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、退職給付に関する会計基準及び同適用指針の公開草案について 3 月の公表に向けた検討を行っており、今回は前回からの修正点を中心に文案について意見を伺いたい旨の説明があった。引き続き中根専門研究員より内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（割引率の見直しについて）

- ある委員より、今回見直された割引計算では、いわゆるイールドカーブでの割引を原則的な考え方としつつも、実際には単一の加重平均割引率の使用も想定されているという理解でよいかという確認があった。これに対して事務局より、単一の加重平均割引率を実務上は使用できることが適用指針に明記されており、また、重要性基準の定めでは単一の加重平均割引率の使用を前提にする記載となっている旨の回答があった。

（翌期に支払うと予想される金額の概算額の開示について）

- ある委員より、翌期の事業主から受給権者への支払予想額の概算の開示は現行 IFRS で要求されていないことや見積りが困難であるため、見直すべきとの意見があった。これに対して事務局より、IFRS が求める年金制度への拠出予想額の概算だけの開示では、キャッシュ・フローに係る予測情報の網羅性を欠くという意見が専門委員会であった旨、また、当該予想額は現在の退職給付債務の数理計算において見積られているものを想定していることを明らかにする説明を付け加える旨の回答があった。

（給付算定式に従う方法と定額に補正する方法との関係について）

- ある委員より、退職給付見込額の期間帰属として給付算定式に従う方法を採用する場合、給付が後加重であれば定額での補正が必要になるが、当該補正も会計方針の選択に当たるのかという点と、その旨の開示が必要かという点の確認があった。これに対して事務局より、給付算定式に従う方法が会計方針であり、定額での補正は会計方針の選択には当たらない旨と、当該補正の有無の開示は求められない旨の回答があった。

（適用時期について）

- ある委員より、新たに認められる給付算定式に従う方法の採用には、年金数理人を交えた個々の制度の実態に応じた検討を要し、文案の適用時期での選択適用は難しいと考えられるため、適用時期を 1 年遅らせるべきという意見があった。これに対して事務局より、専門委員会ではこのような懸念が出ていないことを踏まえ、この点については公開草案に寄せられるコメントを踏まえ検討したい旨の回答があった。

(過去勤務費用の特別損益処理について)

- ある委員より、過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合に金額が重要であれば特別損益での表示を認める取扱いについて、金額だけでなく項目の属性も考慮して判断されるのかについて確認があった。また、別の委員からは、過去勤務費用は過年度分のものとして特別損益での表示が原則的処理であり、金額的重要性が乏しい場合に営業費用としての表示が認められると考えるべきではないか、との意見があった。これに対して事務局より、新たな退職給付制度の採用又は給付水準の重要な改訂が当該属性に相当する旨の回答と、特別損益項目の表示のあり方は今回の見直しの対象外としている旨の回答があった。

(注記事項の記載箇所について)

- ある委員より、会計基準案と適用指針案に分けて記載されている注記事項について、会計基準案の明瞭化を図るため、会計基準案により多く記載すべきとの意見があった。これに対して事務局より、現在の区別はこれまでに公表した他の会計基準・適用指針と整合させたものであり、指摘の点は補足説明の追加で対応したい旨の回答があった。

(複数事業主制度における合理的な基準について)

- ある委員より、複数事業主制度での自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準として、新たに例示された「年金財政計算における資産分割の額」の補足説明を結論の背景に付け加えるべきという意見があり、事務局より検討する旨の回答があった。

以 上